

山形県飲用井戸等衛生対策要領

平成3年11月20日環第887号

(環境保健部長通知)

改正 平成6年3月16日環第1681号

改正 平成16年3月4日食第40号

改正 平成29年5月2日食第90号

(危機管理監通知)

改正 令和元年11月1日食第434号

(防災くらし安心部長通知)

1 目 的

この要領は、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない飲用水を供給する施設の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

2 実 施 主 体

この要領に基づく対策は、県及び市町村が実施するものとする。

3 対 象 施 設

この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（昭和32年法律第177号、対象施設；水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、対象施設；特定建築物）及び山形県小規模水道条例（昭和44年条例第7号）の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- 1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）
- 2) 官公庁、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）
- 3) 水道事業の用に供する水道、専用水道又は小規模水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設（以下「小規模貯水槽水道」という。）

4 基 本 方 針

県及び市町村は、次に掲げる事項を基本として、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）に対し、その適正な管理等の指導

及び啓蒙に努めるものとする。

- 1) 水道未普及地域の解消及び水道給水地域内にある設置者等に対し水道への加入の勧奨に努めること。
- 2) 設置者等が既に水道に加入している場合は、飲用など経口の可能性がある用水には水道水を使用するよう勧奨すること。
- 3) 飲用井戸等の衛生の確保は、設置者等自らの責任で行うものであること。

5 衛生確保対策

1) 実態の把握等

- ① 県及び市町村は、管内における飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況を把握するよう努めるものとする。
- ② 県及び市町村は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、設置者等及び使用者に対する啓蒙のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ③ 県及び市町村は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、設置者等の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

県及び市町村は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。また、県及び市町村は、設置者等が後記③-ア- i) に掲げる水質検査を行う際の検査実施項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、定期的に検査を行うことが望ましい水質基準項目を指導するものとする。

① 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の管理

ア 設置者等は、飲用井戸及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。

イ 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸の蓋、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等の管理状況に関する施設点検を定期的に行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。

ウ 設置者等は、飲用井戸を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）の水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

② 小規模貯水槽水道の管理

設置者等は、簡易専用水道の管理基準に準ずる次に掲げる管理を行うこと。

- ア 設置者等は、小規模貯水槽水道を新たに設置するにあたっては、衛生上支障のない構造とすること。
- イ 設置者等は、水槽及びその周辺を常に清潔に保つこと。
- ウ 設置者等は、水槽の清掃及び小規模貯水槽水道の損傷の有無等の管理状況に関する施設点検を毎年1回以上行うこと。
- エ 設置者等は、前記ウに示す水槽の清掃を依頼する場合、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第5号に規定する事業の登録を受けた者等それらを適正に遂行する能力を有する者に対して行うこと。
- オ 設置者等は、前記ウに示す施設点検を依頼する場合、水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者又はビル管理法第12条の2第1項第5号若しくは第8号に規定する事業の登録を受けた者等それらを適正に遂行する能力を有する者に対して行うこと。

③ 飲用井戸等の水質検査

- ア 設置者等は、飲用井戸等の定期及び臨時の水質検査を受けること。
 - i) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、PH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。
 - ii) 小規模貯水槽水道における定期の水質検査とは、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査をいう。
 - iii) 臨時の水質検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたととき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。
- イ 定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者等が専ら自己の住居の用に供する住宅のみの飲用水を供給するための施設を除く。）、業務用飲用井戸及び小規模貯水槽水道にあつては毎年1回以上行うものとするが、これ以外のものにあつても毎年1回以上行うことが望ましい。
- ウ 設置者等が飲用井戸等の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又はビル管理法第12条の2第1項第4号若しくは第8号に規定する事業の登録を受けた者に対して行うものとする。

④ 汚染が判明した場合の措置

- ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったと

きは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所等へ連絡し指示を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所等へ連絡し指示を受けること。

⑤ 記録の保存

設置者等は、飲用井戸等の管理及び水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、3年間保存すること。

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

県及び市町村は、前記2) -④-ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等から連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その内容を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導が行われるよう担当部局との連絡調整に努めるものとする。

附 則

この要領は平成3年12月1日から実施する。

附 則

この要領は平成6年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成16年4月1日から実施する。

(水質検査方法に関する経過措置)

2 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査の方法は、平成17年3月31日までの間は、省令に規定する厚生労働大臣が定める方法のほか、従前の例によることができる。

附 則

この要領は平成29年5月2日から実施する。

附 則

この要領は令和元年11月1日から実施する。